

2023年1月26日

総務省「誹謗中傷等の違法・有害情報に対する
プラットフォーム事業者による対応の在り方について」に対する意見

一般社団法人日本新聞協会

日本新聞協会は、総務省「誹謗中傷等の違法・有害情報への対策に関するワーキンググループ」(WG)が今後の検討に向け示した「誹謗中傷等の違法・有害情報に対するプラットフォーム事業者による対応の在り方について」(本ペーパー)に対して下記の意見を述べる。

WGの上部組織である「プラットフォームサービスに関する研究会」ではプラットフォーム事業者の透明性・アカウントビリティー(説明責任)の確保が不十分とされ、「行政からの一定の関与」について検討が行われることとなった。SNS等のプラットフォームサービスで誹謗中傷等が蔓延し、拡散されて深刻な被害が発生していることについて、早急な改善が必要であることは論をまたない。一方で、法的規制の導入は表現の自由を脅かし、正当な言論活動を委縮させかねず、引き続き慎重な検討が必要だ。

本ペーパーが論点に挙げる削除請求権を明文化すれば、安易な削除を認める風潮を助長しかねず、表現の自由や国民の知る権利に悪影響を及ぼす懸念があり、これを明確に解消するものでない限り同意できない。削除請求権の明文化といった議論を惹起させる状況を招いたプラットフォーム事業者の責任は重い。

正当な批判・批評と誹謗中傷の線引きはあいまいだ。一律の判断は難しく、個別の事案に真摯に向き合い責任を持って判断することが情報流通を担うプラットフォーム事業者の公共的な役割だと考える。本ペーパーがプラットフォーム事業者の自主的な取り組みの重要性を強調していることについて同意する。プラットフォーム事業者には情報流通を担う責任を自覚し、健全な情報空間に向け真摯で主体的な対応を求めたい。

以下、個別の論点に対する当協会の考えを述べる。

【1. 総論】【2. 全体の検討を通じて留意すべき事項】

透明性・アカウントビリティーの確保方策やプラットフォーム事業者に求められる積極的な役割を検討する上で、表現の自由に配慮した慎重な議論が欠かせない。政府が言論や表現の内容の判断に立ち入る規制は当然避けるべきであり、本ペーパーが前提としているように、プラットフォーム事業者は自らの意図でなくとも、誹謗中傷を容易に流通させるサービスを運営していることを自覚し、自律的に対策を進めることが必要だ。

匿名でなされる誹謗中傷が問題を深刻化させている面もある一方、匿名の言論空間の存在が社会に有用な批判や批評を生む側面もある。こうした情報が流通している情報空間の特性も踏まえ、正当な言論活動を委縮させることのないよう慎重に検討するよう求めたい。

本ペーパーは、いわゆるアテンション・エコノミーの課題にも言及している。こうした環境下では、丹念な取材を基に書かれた事実よりも刺激的な情報が利益を生み、拡散していく実情がある。この弊害を防止するためには、コンテンツの価値が正当に評価され、正確で信頼ある

情報が流通する必要がある、プラットフォーム事業者の実効性ある取り組みが欠かせない。WGには今後、こうした点を踏まえ検討を進めてほしい。

【3. 透明性・アカウントビリティーの確保方策の在り方】

プラットフォーム事業者が自ら透明性やアカウントビリティーを確保し、自主的な改善につなげていく考え方には賛同する。例示されたとおり、コンテンツモデレーションの運用方針や運用結果、申請手続きの整備状況などについてもプラットフォーム事業者が積極的に開示し、「自主的な改善サイクル」を確立することは重要だ。本ペーパーは、プラットフォーム事業者による情報公開と政府のモニタリングによる「共同規制」の導入を前提としているが、今後の制度設計に向けては、表現の自由に配慮した慎重な議論が欠かせない。政府が言論や表現の内容の判断に立ち入る規制は避けるべきで、違法・有害情報の流通の多い大規模なサービス以外に規制対象を拡大することも望ましくない。

【4. プラットフォーム事業者が果たすべき積極的な役割】

投稿、要請・請求、削除の実施という各フェーズでプラットフォーム事業者は積極的な役割を果たすべきとの本ペーパーの指摘には同意する。しかし、あくまでプラットフォーム事業者が自主的な取り組みによって解決を図るべきだ。プラットフォーム事業者に対して投稿の削除義務や問題のあるアカウントを停止・凍結させる義務を課すことは「極めて慎重な検討を要する」としており、表現の自由に配慮した方針だと受け止める。

削除請求権が明文化されれば、削除請求が乱発されるほか、プラットフォーム事業者が削除請求を受けても、内容の真偽や名誉棄損にあたるかどうかということを自ら判断することはできないため、安易に削除に応じたりするといった事態が強く懸念される。投稿にとどまらず、元の記事や検索結果で表示される記事などに影響が拡大する恐れもあり、極めて慎重な検討が必要だと考える。そもそも、根拠がはっきりしない個人の投稿と時間と労力をかけて裏付け取材がなされた報道とは明確に区別すべきである。報道機関は取材活動に基づき情報発信を行っており、公正な取材に基づいた正当な批判・論評と有害な誹謗中傷とは明らかに異なるものである。検討にあたっては、報道の自由が不当に侵されることのないよう十分に考慮しなければならない。

また、削除請求権と称して新たな権利を創設した場合、誹謗中傷にとどまらずプライバシー侵害や名誉棄損、肖像権侵害等へと拡大適用される事態を招きかねない。誹謗中傷は野放しにするわけにはいかない問題であり、本来、プラットフォーム事業者が迅速かつ自主的に取り組むべき課題である。対応が十分ではないとしても、拙速に法規制を導入し、政府の干渉を強めるよりも、司法判断の積み重ねを待つべきである。

ましてや、本ペーパーで触れている、実務上や学説上も明らかでない財産上の権利を侵害する投稿の削除請求権や、個々の投稿には違法性がない炎上事案に対する削除請求権については、人格権侵害に関する現行の法的枠組みを超えた、行き過ぎた措置だと言え、容認できない。プラットフォーム事業者は、デジタル空間の健全性を保つ役割を十分に認識し、真摯に対応すべきである。

以上